

平成28年度(2016年度)

事業計画書

社会福祉法人 ありんこ

◇本部	1 頁～
◇障害福祉サービス事業所ありんこ	4 頁～
◇グループホームそよかぜ	14 頁～
◇ライフサポートセンターありんこ	16 頁～
・富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	17 頁～
・障がい者就業・生活支援センターありす	22 頁～
・山梨県相談支援体制整備事業	26 頁～

社会福祉法人ありんこ
平成28年度事業計画書

〈法人概要〉

種類及び名称	社会福祉法人ありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号 (TEL)0555-22-7217		
責任者	理事長 渡邊秀樹		
設立年月日	平成13年10月26日		

〈法人の事業〉

■第二種社会福祉事業の実施

H28年4月1日現在

種類及び名称	障害福祉サービス事業所ありんこ										
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号										
電話番号	0555-22-7217				FAX番号	0555-22-7218					
代表者	施設長 桑原 節子				サービス管理責任者	桑原 由紀枝					
事業開始年月日	平成22年4月1日			事業所番号	山梨県指定 第1911200275号						
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 5)		開所時間	9時～16時30分(7.5時間)						
	就労移行支援	定員 6 (現員 6)		開所日	月～金曜日(土日祝日の開所あり)						
	就労継続支援B型	定員 30 (現員 37)		開所日数	当該月数から8日を除した日数／月						
職員	職種	施設長	副施設長兼サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	目標工賃達成指導員	支援員			
	人数	1	1	5	6	1	1	1			
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。									
	就労移行	①一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。 ②作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。 ③施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。									
	就労継続B	①企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。 ②野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したリサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。 ③就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、就労移行支援につながる育成を図ります。									

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	グループホームそよかぜ		
所在地	山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号	(TEL)0555-23-0294	
バックアップ施設	障害福祉サービス事業所ありんこ	管理者	桑原 節子
事業開始年月日	平成19年11月1日	サービス管理責任者	宮下 典子
利用定員	7名(女性) 現員 7名(女性)	職員	世話人5名(常勤兼務2名 非常勤3名)
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前に生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす（国、県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
職員	主任就労支援員(常勤1名) 就労支援員(常勤1名) 生活支援員(常勤1名・常勤兼務1名)		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適応により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	管理者 高橋 敏夫	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
相談担当者	相談支援専門員(専任1名・兼務2名) 相談支援員(専任1名・兼務2名)		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障害児相談支援 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障害児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業 精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地域定着に必要な支援を利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p> <p>③基本相談 障がい者、介護者、関係者などからの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、同行や代行などを行うことにより、相談者が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、富士北麓地域自立支援協議会の運営に携わり、関係機関と連携を図りながら支援します。</p>		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	山梨県相談体制整備事業（山梨県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	理事長 渡邊 秀樹	事業開始年月日	平成23年 8月 1日
担当者	富士・東備圏域マネージャー 渡辺典子		
事業の目的	県内の障害保健福祉圏域ごとに「圏域マネージャー」を配置し、各市町村及び圏域における相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うことにより、障がいを持つ方が地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現に資することを目的に、障害者の意思を尊重する視点に立ち、生活全般にわたり必要なサービスを適切に利用できるよう相談支援事業者等に支援及び助言をします。また、公的制度以外の取り組みを含め、圏域における支援体制を構築します。		

〈法人の運営〉

- 理事会の開催……… 5月(事業報告、収支決算の承認ほか)
6月(補正予算の承認ほか)
3月(事業計画、収支予算の承認ほか)
その他必要に応じて理事長が招集
- 評議員会の開催……… 5月(事業報告、収支決算についての審議ほか)
6月(補正予算の審議ほか)
3月(事業計画、収支予算についての審議ほか)
その他必要に応じて開催
- 法人内部監査……… 5月(終了後理事長に提出し理事会で報告。山梨県知事へも提出)
- 法務局への登記……… 資産、役員、定款等に変更ある場合(5月及び必要時)

〈その他〉

- ・地域における公益的な活動の推進
- ・運営状況及び財務状況、公益的な活動等のホームページでの公表
- ・第三者評価及び外部監査の受審促進
- ・大規模災害や地域ごとに予測される災害への対策や福祉避難所の在り方の検討

〈理事・監事〉

役職名	氏 名	職 業	就任期間
理事長	渡邊 秀樹	会社役員・福祉団体役員	H27.11.16～H29.11.15
理事	宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	高橋 敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H27.11.16～H29.11.15
理事	小俣 熱	福祉団体役員・市相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	大森 康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H27.11.16～H29.11.15
理事	辻澤 文男	福祉事業主・村相談員	H27.11.16～H29.11.15
理事	桑原 節子	施設長・相談支援専門員	H27.11.16～H29.11.15
監事	勝俣 高明	公認会計士	H27.11.16～H29.11.15
監事	渡邊 等	自営業主	H27.11.16～H29.11.15

〈評議員〉

氏 名	職 業	就任期間
角張洋和	福祉施設長	H27.11.1～H29.10.31
渡辺美範	会社経営・ボランティア団体役員	H27.11.1～H29.10.31
遠山睦子	寺役員	H27.11.1～H29.10.31
藤野忠臣	障害者団体会長・自営業	H27.11.1～H29.10.31
栗原今朝夫	非常勤講師・知的相談員	H27.11.1～H29.10.31
萱沼俊夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H27.11.1～H29.10.31
小佐野明	シルバー人材センター所長	H27.11.1～H29.10.31
佐藤幸治	保護者会副会長	H27.11.1～H29.10.31
白須重光	保護者会会員	H27.11.1～H29.10.31
勝俣進	NPO法人理事長	H27.11.1～H29.10.31
藤井悦子	介護サービス事業所施設長	H27.11.1～H29.10.31
宮下くに江	福祉団体代表・市知的相談員	H27.11.1～H29.10.31
高橋敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	H27.11.1～H29.10.31
小俣熱	福祉団体役員・市相談員	H27.11.1～H29.10.31
大森康宏	介護施設職員・ケアマネージャー	H27.11.1～H29.10.31
辻澤文男	福祉事業主・村相談員	H27.11.1～H29.10.31

障害福祉サービス事業所ありんこ

平成28年度事業計画

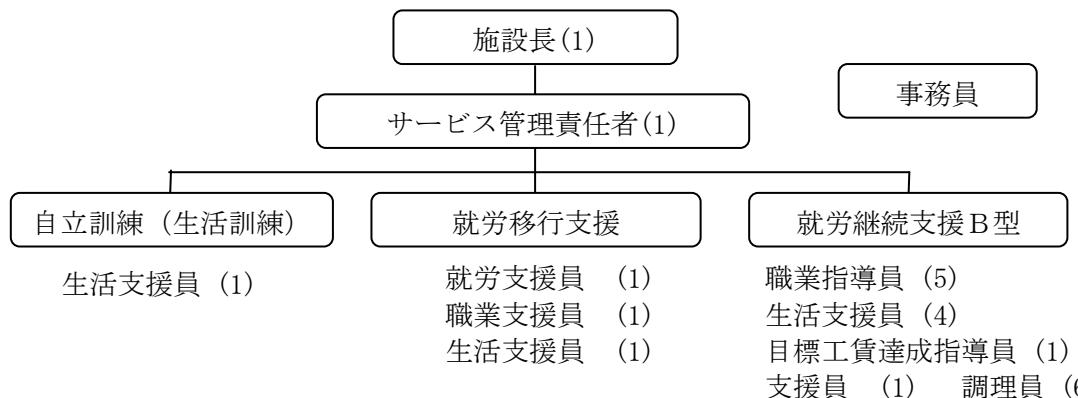
1. はじめに

平成22年度に多機能型事業所として開所し6年が過ぎます。スタート時は、利用者32名、職員11名でしたが、就職等で退所した方や新規利用希望者等の入所を繰り返し、平成28年3月31日現在の在籍者は、利用者48名、職員23名と年々増加してきています。特に就労継続支援B型事業では定員（30）をオーバーしている状況ですので、今後も就労移行支援事業だけでなく、B型事業でも就労につながる支援に力を入れ一般就職者を増やしたり、新たなB型事業の利用希望者が迎え入れられるような体制作りをして参ります。

またここ数年、障害者を取り巻く動向では、平成24年に施行された障害者虐待防止法に加え、本年4月からは障害のある人への差別をなくすことで障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す障害者差別解消法が施行されます。事業所としましても個々の職員の意識改革、育成、待遇改善などに取り組み、モチベーションやスキルの向上を図り、法人規模での拡充を目指して参ります。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 組織図及び職員体制



職　　名	常　勤	非常勤	備　考	資　格
施　設　長	1		女1	介護福祉士
サービス管理責任者	1		女1	介護福祉士
生　活　支　援　員	3（うち兼務1）	3（うち兼務1）	女6（うち兼務2）	
職　業　指　導　員	1	5（うち兼務1）	男3（うち兼務1） 女3	栄養士 1
就　労　支　援　員	1		女1	
目標工賃達成指導員	1		男1	
支　援　員		1	女1	
調　理　員		7（うち兼務1）	女7（うち兼務1）	ありんどう 5
事　務　員	1（うち兼務1）	1（うち兼務1）	男1（うち兼務1） 女1（うち兼務1）	
合　　計	8	15	23	

(2) 事業所の管理運営方針

① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に發揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあっては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

③ 地域貢献への理念

ありんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

(3) 利用者状況（平成28年4月1日現在）

生活訓練		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	1	2	0	1	0	0	4
女	0	0	0	0	0	1	1	
計	1	2	0	1	0	1	5	

就労移行		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	2	1	1	1	0	0	5
女	0	0	1	0	0	0	1	
計	2	1	2	1	0	0	0	6

就労B継続		20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	合計
	男	0	9	7	5	2	0	23
女	0	3	4	4	3	0	14	
計	0	12	11	9	5	0	37	

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

平成27年度は、女性利用者さん4名でのスタートでしたが、新規入所された方や期間終了の為異動される方が数名おり変化の大きい1年だったといえます。

課題だった外部教室の成果発表はありんこ祭りで実現させることができました。

「抹茶処」として茶道のお点前を披露し好評を得ることができました。器は陶芸教室で作った茶碗を使いました。

平成28年度の始まりは女性1名、男性4名になります。

既に一人暮らしをされている方や一家の家事を担っている方がおられ、利用者さん個々のニーズに合わせた訓練を取り入れていかなければと考えています。

時には草取り等の施設整備作業も訓練の一環として検討しています。

また、日本人には欠かせない四季を感じ暮らしていること（生きていること）を実感できるよう、そして心豊かでいられる環境を作っていくきたいと思います。



② 就労移行支援

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

平成 27 年度は 1 名の利用者さんが一般就労し、実習件数は 4 社、サービス変更をした方が 1 名（就労移行支援⇒就労継続支援 B）でした。

平成 28 年度は、新体制で迎える初年度です。支援者として、学ぶ機会には積極的に参加してアンテナをはり、関係機関との連携を密に取りながら、利用者さんお一人お一人にとって良い提案が出来るよう日々努めてまいります。

訓練についても施設内外問わず、就労体験ができるような機会をできるだけ多く提供し、一般就労に向けて体力をつけながら、経験を積んでいただけるよう支援します。6 名の定員いっぱいでのスタートになりますが、お一人お一人の状況等を把握しながら、個々の課題や目標に沿った訓練もおろそかになることがないよう、バランスを考えて実施します。



③ 就労継続支援B型

<作業班>

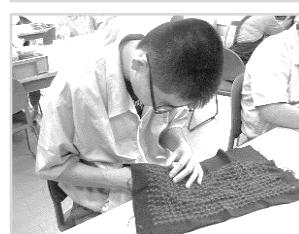
- i) 一般企業からの受注作業の提供（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）
 - ii)菓子製造、手工芸製作などの生産活動と販売活動の提供
 - iii) リサイクル品（古新聞、古雑誌、アルミ缶、段ボール等）の回収と処理
 - iv) 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援
 - v) 事業所以外における施設外就労や施設外支援、うどんカフェや企業での就労及び実習等の実施
- VI) 就労移行支援事業につながる就労準備班での個別支援

平成 27 年度における工賃収入は、新しいイベントへの出店や実習時間の延長、新しい実習先の開拓などもありましたが、利用者さんの増加や、閉所日の増加に伴う作業時間の減少等が影響し、目標工賃（22,000 円）を達成する事は出来ませんでした。

平成 28 年度は、目標工賃達成をまずは念頭に置き、既存の業務に取り組みつてもより利幅の大きい作業の獲得を目指し、事業所他部門とも連携しながら各種営業活動も行って参ります。

利用者さんの更なる増加に併せ、作業環境の整備にも継続して力を入れていきます。動線の重なりに充分配慮しつつ、パーテーション等を活用したり、危険のない作業スペースの確保に取り組みます。また、生産性を上げつつもお一人お一人の目標や、課題クリアに向けた個別支援も行って参ります。

ありんどうにおいては、2年間の実績を活かし更に地域の皆様に愛され親しんで頂ける様、新メニューの模索開拓、サービス内容の充実に努めて参ります。



<厨房班>

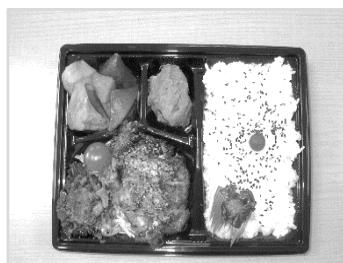
- i) 調理で必要な技術を習得できる訓練と実践を提供します。
(野菜や魚など原材料や調理器具の名前や扱い方、切る・剥く・洗うなど調理方法等)
- ii) 配達、回収、買い物、各種イベントなど地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を習得できる訓練を行います
- iii) 個別支援計画に基づき、利用者個々に必要な訓練や活動を提供します

平成 27 年度は、特別弁当の注文の中で、内容に対して細かな要望が多くあつたと感じます。外人さん向けのお弁当やサンドウィッチ、選舉でのお弁当など初めての挑戦で苦戦することもありましたが、お弁当の幅が広がり昨年の目標でありました個人のニーズに合わせたお弁当作りができたと感じます。

しかし、昨年末にはノロウイルスの集団感染があり、今までの衛生管理では感染予防が不十分であったと身を持って感じました。

平成 28 年度は、まずは安心安全なお弁当作りを第一に考え、無理のないお弁当作りを行いたいと考えております。ノロウイルス集団感染から学び作成した感染予防対策マニュアルのもと、徹底した衛生管理を行います。更に厨房の中に配膳室を拡大して頂きましたので、心新たにお弁当作りに励み、お客様の信頼を取り戻せるよう日々精進して参ります。

今年度も利用者さんの移動の予定がないため、厨房の作業に慣れた利用者さんと一緒に更なるスキルアップや個人の目標達成に向けての個別訓練、工賃が昨年度を上回るよう効率よく稼働し、充実した一年にしていきたいと考えております。



(2) 事業所の共通目標

- 利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障がいがあっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
- 活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもって行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
- 個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自分で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
- 地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

(3) 日 課

9：00	ラジオ体操・全体会	13：00	①午後の作業開始
9：10	事業毎朝の会	13：30	②午後の作業開始
	午前の作業	15：30	休憩
12：00	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	15：45	掃除
12：30	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	16：00	事業毎帰りの会
		16：30	帰宅

(4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者とご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

(5) 作業および作業訓練内容

① 自立訓練（生活訓練）

家事能力の習得・向上	⇒ 調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等
身辺処理能力の習得・向上	⇒ 身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等
自己管理能力の習得・向上	⇒ 健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等
コミュニケーション力の向上	⇒ 挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等
地域資源を活用した生活の充実	⇒ 公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等 地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加）

② 就労移行支援

- ア) 個別訓練（パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等）
- イ) 就職準備訓練（ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、ハローワーク活用 等）
- ウ) 作業訓練（部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等）
- エ) 施設外訓練（企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等）
- オ) その他（研修会やイベント参加等）

③ 就労継続支援B型

- ア) 羽田紙器（ダンボール組み立てなど）
- イ) プラテック（プラスティク製品のケース詰めなど）
- ウ) 道志ダンパー（部品組み込み）
- エ) 亀齢堂、ファルマード研究所（健康食品や野草の計量袋詰め）
- オ) 江北ゴム（箱組み立て）
- カ) 中央労働金庫富士吉田支店（チラシ等のセット）
- キ) 火祭りロードレース事務局（　　〃　　）
- ク) リサイクル作業（アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理）
- ケ) お弁当作り（事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売）
- コ) お菓子作り、野菜作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- サ) バザーや模擬店等への出店
- シ) 企業実習（クリーンなど）
- ス) 施設外作業（うどんカフェ、リサイクルセンター黒田、青少年センター、ベネック）

(6) 健康管理における計画

① 健康診断の実施（年1回）

- ・財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断
胸部レントゲン 身体測定 血圧測定 血液検査
尿検査 視力 聴力 心電図 問診

② インフルエンザ ノロウイルス等に対する予防

- ・マスク着用、薬用石鹼やうがい薬による手洗いやうがいの励行（外出から戻った後やトイレの後、食事の前、その他必要に応じて）
- ・掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供。
- ・実際に正しい手洗いやうがいができるよう訓練。

③ 事故等の発生時の対応

- ・急病、発作、事故等については、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施す。
- ・軽度のものでは、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行。家族にも連絡をする。
- ・その限りではないものは、常備薬などで対応した後、施設で休養するか早退などの対応をとる。

(7) 教養・娯楽・行事における計画

- ① 社会人として必用な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと樂しみを得る。

1日行楽 誕生会 お花見 ボウリング大会 忘年会
親睦旅行 季節の行事や祭りへの参加及び見学 社会施設等の見学
研修会・勉強会（時事問題 障害者関連の問題や話題 生活研修など）

- ② 障害者スポーツ大会への参加

ボウリング 水泳 フライングディスク 陸上 グラウンドゴルフなど

- ③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力または合同開催のイベントへの参加及び協力

新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス

- ④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加

富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭 くるみ祭り
新倉山浅間公園桜祭り 富士吉田市立看護専門学校学園祭 あんずの森祭
富士山マーケット 麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い 忍野村福祉健康祭り
西桂福祉健康祭り いづみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会
ふじみサロン祭り その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

(8) 防災訓練

- ・消防計画に基づき、年2回実施します。
- ・地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

4. 地域との連携

(1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

(2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障害者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

(3) 地域との交流

- ・地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。
(大明見地区夏祭り、富士吉田市制祭、県民の日祭、地域節分祭、吉田の火祭り)
- ・事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。
(ありんこ祭り、研修会、フリーマーケット)
- ・地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。
- ・地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

5. 職員研修会、会議

(1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

(2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月1回） ケース会議（随時） 年度の総括及び計画会議（年1回）
その他必要に応じた担当者会議（随時） 業務報告会（年6回）

6. 主な年間行事予定

月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店(9) 新倉山浅間公園桜祭り(16) 第1回富士山マーケット出店(24) 市立富士吉田看護学校学園祭出店(23) フライングディスク大会参加(23) フリーマーケット広場出店(29) お花見交流会 障害者スポーツ大会参加(24)	10	ありんこ祭り開催 ヨハネ祭出店参加 県民の日イベント出店参加 くるみ祭り出店参加 山中湖ボランティア祭り出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会
5	障害者スポーツ大会参加(5、29)	11	西桂福祉健康祭り出店参加
6	グラウンドゴルフ大会へ出店参加(4) 防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 ふじみサロン春祭り出店 障害者援護の会定期総会	12	健康診断 ハートスマイル展出店 障害者の主張大会へ参加 忘年会
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal祭出店参加 富士吉田太陽の集い参加 富士吉田市民夏祭りへ出店(23)	1	ありんこ新年互礼会開催 郡内地域生活支援協議会交流会へ参加
8	大明見夏祭り出店参加(14) 火祭りロードレース出店(28) 吉田の火祭り出店(26)	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 昭和大学職場実習受け入れ あんずの森祭りへ出店 ふれあいの村祭り出店参加	3	納会

グループホームそよかぜ

平成28年度事業計画

1. はじめに

平成27年度は一名の利用者さんが一人暮らしをする為にグループホームを退所されました。一人暮らしをするにあたり本人、保護者、ありす、委託相談との情報交換・話し合いを重ね、何よりも本人の頑張りもあり無事に移行できました。

また、精神的に不安定になった利用者さんの支援内容、支援体制を見直さなければならない問題も起き、改めて世話人間、関係者間で問題、課題を共有しチーム支援の大切さを多く学ぶ機会がありました。

平成28年度の課題として、グループホームの限られた空間の中で利用者も職員も孤立せず、話し合いの場や団らんの場を多く持ち、意思の疎通ができる暮らしやすく風通しのよい環境作りをしていきたいと思います。そのためにも本人の希望・意思を尊重した個別の支援計画を作成し、支援計画に基づいた実践ができるよう世話人同士はもとより関係者間との連携を深め、情報交換を密にしていきながらチーム支援に取り組んで参りたいと思います。

2. 事業所の運営業務及び内容

(1) 利用定員 女性7名

(2) 利用現員 女性7名

支給決定援護市町村 = 富士吉田市 3名、都留市 1名
上野原市 2名、清瀬市 1名

	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
女	0	1	1	1	2	2	7
合計	0	1	1	1	2	2	7

(3) 職員 管理者 1名

サービス管理責任者兼世話人（常勤） 1名

世話人（非常勤） 3名 （他事業所と兼務） 1名

(4) 開設年月日 平成19年11月1日（定員4名）

平成24年 4月1日（定員7名）

(5) 運営基本理念

地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス利用型共同生活援助サービスを提供する事を目的とし、利用者の障害等を理解し、意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、利用者の立場にたって援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります

(6) サービスの内容

- ① 食事の提供（朝食、夕食）
- ② 日常生活の支援
 - ・日中活動の支援
 - ・掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
 - ・悩みや不安などの相談事への助言等の支援
- ③ 医療及び健康管理の支援
- ④ 金銭管理の援助
- ⑤ 行政手続きの支援及び代行

(7) 利用料 食材料費（朝食、夕食分）月額 20,000 円（精算制）

家賃（月額 20,000 円のところ特別給付費対象の場合）10,000 円
光熱水費・共益費 月額 10,000 円

(8) 活動計画 4月 お花見 ありんこフリーマーケット参加

8月 バーベキュー交流会

9月 防災避難訓練

10月 ありんこ祭り参加

12月 クリスマス会 大掃除

1月 餅つき ありんこ新年互礼会参加

2月 防災避難訓練

- ・利用者誕生会（計 7 回）
- ・外食（隔月 1 回）
- ・世話人会議（毎月 1 回）
- ・理事との意見交換会（隔月 1 回）
- ・バックアップ施設の職員等との交流（隔月 1 回）

ライフサポートセンターありんこ 平成28年度事業計画

平成25年度から、“障がい者就業・生活支援センターありす”と“富士北麓障がい者相談支援センターありんこ”、山梨県体制整備事業（圏域マネージャー配置）の3事業を一方所にまとめ、相談支援体制の一元化を図り3年が経過しました。

平成28年度からは、地域にあった計画相談支援事業所の支援撤退から、計画相談が60件ほど増え、職員の配置と共に、計画相談の件数の課題と質の課題が上がっています。

また、平成29年度の富士北麓の基幹相談支援センター開所に向けて、より専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するために、ライフサポートセンターありんこにおいて研修会等を企画し、支援者のスキルアップや地域福祉に貢献できるセンターを目指します。

また、就労先が決まっても住居先が不足する等の課題から、男性のグループホーム設置に向けてセンター内で検討していきます。

【平成28年度ライフサポートセンターありんこ事業】

- ①『基幹相談支援センターについての研修&勉強会』
- ②『グループホーム設立に向けての内部研修&勉強会』
- ③『ライフサポートセンターありんこ内部事例検討会』

ライフサポートセンターありんこ

障がい者就業・生活支援センターありす

●就労支援や就労生活の相談

センター長兼

就労支援ワーカー 1
就労支援ワーカー 1
生活支援ワーカー 2
(三浦・貴家・山口・金森)

富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

●何でも相談と計画相談

管理者 1
相談支援専門員 3
相談支援員 1
事務員（ありんこ事業所と兼務）
(委託相談：中澤・金森・小俣 6月より)
(計画相談：渡辺み・奈良・小俣)

山梨県相談支援体制整備事業

●広域支援体制・専門的相談

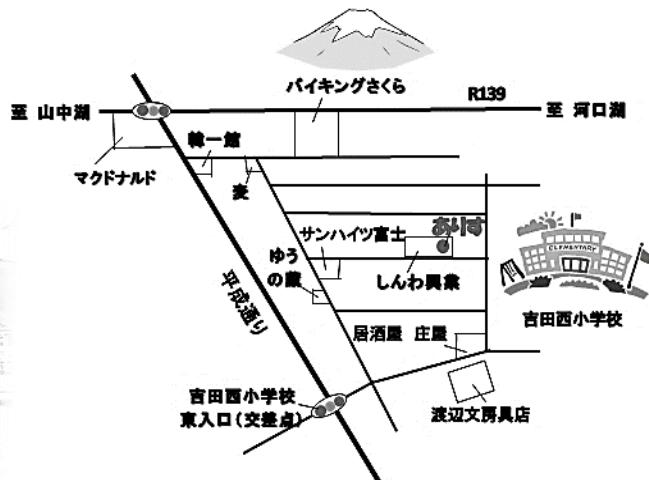
富士・東部圏域マネージャー
(渡辺典子)

開所日：月～金
時 間：9時～18時
※緊急時は随時

※有資格者…社会福祉士1名・精神保健福祉士2名・介護福祉士2名

住所：富士吉田市新西原3-4-20 (株式会社しんわ興業敷地内)

電話：0555-30-0505 FAX：0555-30-0506



富士北麓障がい者相談支援センターありんこ 平成28年度事業計画

<指定特定相談支援及び指定障害児相談支援>

1. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名（非常勤）

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員 3名（専任1名、兼務1名、非常勤兼務1名）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

(3) 相談支援員 3名（専任1名、兼務1名、非常勤兼務1名）

基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の業務を行います。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時

5. 事業の内容

- (1) 指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。

6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）

7. 主たる対象者

身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 発達障害児・者
難病等対象者の方

<基本相談>

1. 事業の実施主体

富士北麓6市町村（富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村）ですが、事業の全部を管内の2法人に委託されています
(さぽーとヨハネ、ありんこ)

2. 事業の目的

障がい者、介護者、関係者など（以下「障がい者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用等に関わる支援を行うことにより、障がい者等が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来ることを目的とします。

3. 事業運営方針

- ① 地域（在宅・施設等）の障がい児・者からの相談に継続的に応じ、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活が送れるための支援に努めます。
- ② 相談体制の充実を図り、地域の福祉・医療・行政等の関係機関や社会資源との連携に努め、必要な情報の提供や助言、付き添いなどの援助に努めます。
- ③ 利用者及び家族の要望と意思を尊重するとともに、十分な説明と情報提供、アセスメント、ケア計画等の作成、モニタリング、個別ケース会議開催などを適切に実施します。
- ④ ピアカウンセリング、自立生活プログラム講座などを開催し、自立に向けた不安や課題を整理し、解決に向けて希望と自信の持てる機会を提供します。
- ⑤ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体、知的、精神、発達障害、高次脳機能障がい、難病患者等、障害種別にとらわれず、すべての障がい児・者

5. 相談担当者

相談支援員専従者1名、相談支援の他の職務と兼務で2名の職員が担当いたします。就労に関する相談については、「障がい者就業・生活支援センターあります」の担当者と連携を行います。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：9時～18時（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 事業時間外の対応：可能な限り携帯電話にて24時間365日相談可能とします
- ⑤ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

7. その他

富士北麓圏域自立支援協議会運営会議	毎月 1 回
富士北麓圏域自立支援協議会 3 部会	毎月 1 回
富士北麓圏域自立支援協議会全体会	年 2 回
富士・東部相談支援ネットワーク会議	隔月 1 回

<地域移行・地域定着支援>

1. 事業の内容

- 地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
- 地域定着支援・・・居宅において単身等で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障害者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようすることを目的としています。

3. 事業運営方針

- ① 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。
- ② 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- ③ 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病等対象者の方

5. 相談担当者

経験のある職員(3名)と、精神保健福祉士(1名、育児休暇終了後より)で対応します。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日： 月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯： 9時～18時（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日： 土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 事業時間外の対応： 可能な限り携帯電話にて24時間365日相談可能とします
- ⑤ 対象・専門外の相談に対する対応： 関係機関と連携をとり対応します

障がい者就業・生活支援センター ありす

平成28年度事業計画

1. はじめに

ありすが開所し6年目を迎えようとしています。開所初年度に比べ相談件数、就職件数、実習件数は右肩上がりに推移しております。就職件数もさることながら、定着支援の件数が増えてきています。就労するための支援から定着するための支援にシフトしてきていると思います。今年度はすみよし就業・生活支援センターに主任職場定着支援担当者が配置されることになり、県内全域の職場定着支援を効率的に行うことができるようになります。

昨年度より精神障がい者の就職件数が知的障がい者の就職件数を上回りました。昨年同様にスタッフ個々が精神障がい者の支援に必要なスキルを向上させるように研修等の勉強する機会を多く持っています。

東部圏域の職場開拓、実習先の開拓を積極的に行うとともに、ありすの周知活動も併せて行います。

2. 事業の概要

(1) 名称設置場所

名 称：障がい者就業・生活支援センター ありす

所在地：山梨県富士吉田市新西原3-4-20 電話番号 0555-30-0505

(2) 職員の設置計画

職 員	人數	勤務形態	性別	経験年数	備 考
主任就労支援員	1	常勤	男	18年	就労支援経験9年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	14年	社会福祉主事 就労支援経験6年
生活支援員	1	常勤	女	7年	就労支援経験7年 キャリアコンサルタント
生活支援員	0.5	常勤 (委託相談 と兼務)	男	7年	就労支援経験6年

(3) 事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

(4) 支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者が対象です。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの、何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職した、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者

(5) 雇用安定事業の実施計画

活動内容	実施時期	実施方法
1. 就業支援の実施 (1) 相談・支援の実施	随時	<ul style="list-style-type: none">・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。・事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。・障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。
(2) 在職者の交流活動の実施		在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供し、不適応課題の早期把握、改善を図り、職場定着を促進する。

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 就業支援担当者の研修等	年1回	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者1名）
2. 関係機関との連絡会議の開催	年6回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

(6) 生活支援事業の実施計画

① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) 地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

② 登録された障害者に対する支援

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う
(2) ケース会議の開催または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする

活動内容	実施時期	実施方法
(3) 同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
(4) その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う

③ 関係機関との連絡調整

活動内容	実施時期	実施方法
(1) 就業・生活支援センター合同連絡会議	年4回	県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
(2) 各地域自立支援協議会就労部会への出席	1~2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
(3) 支援学校、事業所主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
(4) 連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

3. 昨年度の実績と今年度の目標

	平成27年度実績	平成28年度目標
登録者数	301名	350名
相談件数	2,506件	3,000件
就職件数	48件	55件
実習件数	23件	30件

平成28年度 相談支援体制整備事業実施計画書

圏域マネージャー氏名 渡辺 典子 (富士・東部)

1. 市町村に対する支援

① 困難事例の助言（個別支援会議の開催支援や圏域を超えるケース会議支援 等）

- 精神科病院や矯正施設（刑務所や医療保護関係）からの地域移行の相談支援が増えている（精神保健福祉法の改正により）ことから、市町村や支援者が困難になっているケースに対して、官民協働型のネットワークの構築を目指し、保健所及び市町村や相談支援事業所等と連携を図っていく。
- 多問題や家族全体に支援が必要なケースが増えていることから、事例検討会等を実施していく。

② 市町村相談支援体制の評価（サービス等利用計画等の評価方法の作成、評価等）

- 富士北麓自立支援協議会と東部圏域自立支援協議会との圏域単位の協議会開催を検討し、基幹相談支援センタープロジェクト会議では、両圏域の代表者会議などを開催できるように仕掛けていく。
- 富士東部相談支援ネットワーク連絡会が円滑に連携できるように調整し、相談体制の評価やスーパーバイズを実施する。
- 市町村と相談支援事業所との学習会を継続して、相談支援体制の評価やサービス等利用計画等の検証を実施していき、28年度は、地域移行について市町村と研修会を企画する。
- 県自立支援協議会相談支援部会と連携を図り、人材育成にも力を入れていく。具体的には、国の研修（相談支援従事者、サービス管理責任者）に当圏域からも推薦できるような人材育成を図る。
- 第4期市町村障害福祉計画（P D C Aサイクル）の検証や評価を行っていく。

③ 社会資源の点検、開発に関する援助（資源マップの作成、分析等）

- 富士東部の自立支援協議会等で社会資源を点検していき、特に、H28年度支援学校卒業生の進路先が不足することから、支援学校との連携を図り、協議会で検討していく。
- 富士東部の福祉サービス等事業所の現員数一覧表の見直しと書式変更の検討。
- 短期入所先が不足していることから、単独型の短期入所を圏域で検討する。

④ 地域自立支援協議会に参画し、運営についての助言、指導等

- 新年度は、富士北麓と東部の両協議会とも市町村の異動や事務局体制の再編があるため、運営会議の打ち合わせに参画し、協議会の形骸化を防ぎ、官民協働の協議会の支援を図る。
- 富士北麓自立支援協議会の就労部会を事業所部会などに改正し、生活介護等他の福祉サービス事業所も参加できる体制を検討する。
- 平成29年度設置予定となった富士北麓と東部の基幹相談支援センターに向けて、今後も継続して、情報提供や情報収集、資料作成など全面的にバックアップしていく。
- 小菅、丹波山へは、協議会の開催の助言や制度の説明など行政職員に対して支援を図る。

⑤ 地域ニーズに応じた専門的システム（権利擁護、就労支援等）立ち上げのための助言、指導等）

- 28年度も、県自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、「権利擁護について考える会」の実施を予定し、虐待防止や差別解消法などの権利擁護について、当事者が参加できる座談会を開催する。
- 社会福祉法人ありんこライフサポートセンターにおいて、当法人が地域の障害者相談支援の拠点となるように、地域の事業所と連携しながら、共催の研修会や事例検討会等を実施し、相談支援体制の強化・充実を図る。

全圏域：短期、中期

- 市町村担当者等の異動があっても、継続した自立支援協議会ができるように支援を行なう。
- 市町村の計画相談（サービス等利用計画）及び地域相談の推進を図り質の確保を図る。
- 基幹相談支援センター構想の推進と事業化に向けて支援を強化する。
- 地域自立支援協議会の運営会議への当事者、家族の参加を図る。
- 富士・東部の委託相談支援事業所との連携やスーパーバイズをしていく。
- 東部自立支援協議会の活性化を推進し、28年度事務局となる都留市の後方支援を図る。
- 困難事例の継続支援

全圏域中長期

【富士北麓圏域】

- 全体会での研修会案と課題解決に向けたプロジェクトチームの支援を実施する。
- 市町村の相談支援体制評価の具体的な案を提示。
- 相談支援事業所が抱え込んでいるケースや圏域におけるケースへの支援。
- サービス等利用計画作成に関する研修会や指導、助言等。
- 富士五湖ダルクの関係者と連携を図り、地域の社会資源となるように支援する。

【東部圏域】

- 平成28年度は市町村の異動や協議会の委員の改選にあたるため、形骸化しないように3市1村と連携を図っていき、積み上げた協議会の活動を継続、発展させていく。
- 自立支援協議会の2部会の方向性（形骸化）など部会の在り方の協議推進を図る。特に、地域部会は、課題だけの抽出で終わっているので、具体的にソーシャルアクションを起こしていきたい。
- 3市1村の担当者会議の参画と継続支援。
- H27年度開設した東部では1か所の指定一般相談支援事業所と連携を図る。
- サービス等利用計画作成に関する研修会や指導。
- 大月市と社会福祉協議会主宰の大月市障害者福祉推進会議への参加。
- 困難ケースの継続支援とサービス担当者会議への参加、助言。

【小菅、丹波山圏域】

- 計画相談、地域相談の支援。
- 両村の社会福祉協議会との連携の強化を図る。
- 障害者の親の高齢化に伴う支援体制の強化を図る。
- 村内に相談支援事業所がないことから、困難事例について支援を行なう。

2. 圏域内の体制づくり

- ① 広域的課題、複数圏域にまたがる課題解決に向けた連絡調整の開催
- ② 圏域内の相談支援従事者のスキルアップ研修体制の構築
- ③ 圏域ごとの相談支援専門員や障害者相談員の連携体制の構築

圏域全体短期（半年）

- 県自立支援協議会との合同協議会の開催。
- 障害者就業・生活支援センター（ありす）との連携（合同事例検討会、研修などの企画）
- 富士・東部相談支援ネットワーク連絡会の支援。

全圏域中長期

- 富士・東部圏域精神障害者地域移行事業における地域移行、地域定着の課題の協議会の検討
⇒ 富士・東部の相談支援に関わる機関や人材のネットワークとして2年目を迎える相談支援ネットワークへの継続支援、スーパーバイズを行なう。
- 市町村障害者虐待防止センターのケースや課題の整理。
- 事業所における障害者虐待防止委員会設置等、権利擁護に関する情報提供やマニュアル作成に協力を行なう。
- 富士・東部の自立支援協議会において、地域住民に向けた研修会の実施を提案していく。
⇒ 全体会時などに研修会を企画する。
- 障害者優先調達推進法に関する福祉サービス事業所等への支援。
- 平成28年度の支援学校等卒業生（ふじざくら支援学校・やまびこ支援学校）の進路について、相談支援事業所と参画し、支援体制を作る。

【富士北麓圏域】

- 障害者の福祉避難場所や避難方法などについて自立支援協議会を中心にして検討できるよう支援。
- 障害者の地域生活を考える保護者連絡会“ひつじ”への支援・協力。
- 相談支援事業所（委託相談、計画相談、児童相談、地域相談）のスキルアップ支援。

【東部圏域】

- 相談支援事業所の相談支援専門員の人材育成を推進する。
- 富士北麓の協議会や相談支援事業所の情報を提供し、東部圏域内の課題が抽出されるように仕掛けていく。

3、県との連携、協力

- ① 県及び障害者福祉協会と連携し、次の研修等について実施方針の策定、講師選定、カリキュラム原案作成、会場選定等の原案作りを行う。県から研修会の事業を委託された障害者福祉協会との打ち合わせや連携を図っていく。（講師やファシリテーターも担う）
 - ア 相談支援従事者研修会（初任者研修会、現任者研修会）
 - イ サービス管理責任者研修（5分野）※28年度もフォローアップ研修は継続する
※H28年度は身体の自立訓練分野を実施するか検討（H27年度は解説している事業所が1か所のため実施せず、2年に1回の研修としている）
 - ウ ピアカウンセリング研修
 - エ 障害支援区分認定調査員及び審査会研修会
 - オ 障害支援区分認定調査員及び審査会研修会

カ その他必要な研修（地域相談等）

キ 強度行動障害研修

- ② 県自立支援協議会の運営支援（事務局参画、部会運営等）※協議会副座長
- ③ 地域自立支援協議会の協議事項の報告
- ④ 相談支援専門員協会の運営支援
- ⑤ 指定地域相談支援体制の再構築
- ⑥ その他、必要な事項

短期（半年以内）

- 山梨県自立支援協議会の組織に、就労系事業所連絡プロジェクトを設置し、就労支援に関するメンバーで、障害者の就労について協議できる場を提供する。（障がい者就業・生活支援センターも参加）
- 平成28年度の県主催研修会の企画、運営を支援する。
⇒ 平成27年度の研修の検証を実施し、新たな研修を企画し、年間の日程を関係者で調整する。
- 山梨県障がい者等相談支援専門員協会の運営支援。
⇒ 日本相談支援専門員協会主催の全国大会へ参加。

中期・長期

- 県自立支援協議会の部会の継続⇒県内の専門職や県関係機関との連携を図り、県自立支援協議会が“官民協働”的な協議会になるよう支援を行なう。（副座長として座長をバックアップする）
- 県自立支援協議会において、医療的ケアプロジェクトチームを結成し、県内のアンケートなどを実施したので、28年度は集計と分析を行ない、医療的ケアの必要な方への支援を検討していく。
- 県主催の研修会の企画等の参画と、研修会で講師ができるように県外研修や職能団体の研修会へ参加しスキルアップを図り、人材育成の体制つくりを検討する。
⇒ H28年度も必要なら法定以外の研修も実施していく。
 - ① H27年度の継続研修→H28年度 サービス管理責任者現任者研修会
 - ② H27年度の継続研修→H28年度 相談支援現任者フォローアップ研修会
 - ③新規研修→福祉施設従事者研修会（福祉職に就いて0年から5年未満の職員対象）
- 県自立支援協議会の運営会議打ち合わせと圏域マネージャー会議の継続。
⇒ 随時、圏域のマネージャー会議を開催し、情報交換や圏域をまたがる事例の支援体制の構築や、県自立支援協議会の検証や方向性等を検討していく。
- ピアカウンセリング養成研修を当事者が中心となって企画できるように支援する。

【実践方法】

県自立支援協議会運営会議及び圏域マネージャー会議：年数回

県自立支援協議会部会会議（相談支援部会・権利擁護部会・地域移行部会・就労ワーキングチーム・医療的ケアプロジェクトチーム・就労支援関係事業所プロジェクト）：年数回

4. その他

- ① 事業者向けの研修会の開催
- ② 地域住民を対象とした啓発研修会の開催（両自立支援協議会で検討する）
- ③ 当事者支援
- ④ 研修会への参加（圏域マネージャーのスキルアップ）
- ⑤ 社会福祉士会・精神保健福祉士会、地域福祉研究所等が主催する研修会の参加を通じて、スキルアップを図り、医療と福祉をつなぐ連携体制を構築する。
- ⑥ 圏域内の課題に関する研修会の開催（差別解消法や権利擁護など）。
- ⑦ 全国相談支援ネットワーク研修会に参加し、新情報を得たり、全国的な実態を把握する。

その他法人・個人としての活動

- 当事者の会「みのあか」の活動支援
- 社会福祉士・精神保健福祉士の実習先の受入れと指導者として人材育成に貢献する
- 富士吉田市社会福祉協議会「自立生活支援計画策定委員会」委員
- 大月市社会福祉協議会障害者福祉推進会委員
- 西桂町主任児童委員
- 圏域マネージャーとして依頼された講演の講師
⇒ 北稜高校、支援学校、大学関係、保護者会等（保護者関係機関などで情報提供や情報交換を行う）
- ありんこフリーマーケット、ありんこ祭り、新年互礼会、初午大祭など法人の行事へ参加